

富裕層の申告もれが過去最高！～2018年度所得税税務調査事績～

●調査件数は前年より減少

2018事務年度（2018年7月～2019年6月）に行われた調査は、件数合計は前年より減少しましたが、実地調査件数は前年を上回っています。

◆特別調査・一般調査

高額、悪質な不正計算が見込まれる案件を対象に実施。特別調査の日数は10日以上が目安。

◆着眼調査

資料情報や申告内容の分析の結果、申告もれ等が見込まれる場合に実地で短期間で実施する。

◆簡易な接触

納税者宅に行かずに、文書、電話による連絡、来署依頼による面接で、申告内容を是正する。

2018事務年度所得税および消費税調査等件数

税目	項目	2018年度	2017年度
所得税	実地調査	特別・一般 着眼 計	50,130 23,449 73,579
		簡易な接触	537,076
		合計	610,655
			622,637
個人消費税	実地調査	特別・一般 着眼 計	28,504 9,919 38,423
		簡易な接触	47,628
		合計	86,051
			87,550

●富裕層調査は増加傾向

株や不動産などの大口所有者などの富裕層への調査については、毎年個別に発表されます。

2018事務年度は5,313件の調査が実施され、その85%にあたる4,517件で計763億円の申告もれが発見されました。追徴税額は203億円に上り、前年より15%も増えました。

増える富裕層への所得税調査



●国税庁も注目するネット取引

◆ネット取引の追徴税額は過去最高58億円

2018年度はネット取引について、前年の5%増しの2,127件の調査が実施され、1件当たりの申告漏れ額は1,243万円で、全体平均1,045万円の1.2倍となっています。

◆国税庁が課税もれリスクを懸念する新分野

モノやサービスを有料で貸し借りするシェアリングエコノミー（共有型経済）は新たなネット経済取引の分野として注目に。個人間売買、民泊収入、個人間の送迎サービスなど、利益が出る仕組みが次々生み出される中、国税庁も積極的に調査しています。

■ 海外金融機関からの情報交換資料で発覚

CRS（共通報告基準）とは、OECD加盟国同士で自国内の非居住者の銀行口座情報を提供し合う仕組み。CRS情報を調査したところ、国外の複数の預金口座が判明。6年分の申告漏れ所得5,500万円が発覚し、その追徴税額は2,700万円に。

国内預金の利子は源泉されて納税すみですが、海外預金口座の利子は確定申告の対象です。

■ アフィリエイト収入+仮想通貨取引の申告もれ

アフィリエイト収入の申告もれの調査がきっかけで、仮想通貨取引、証券取引益の無申告も発覚。5年分5,400万円の申告漏れで1,700万円が追徴。

アフィリエイト収入は、原則、雑所得として申告が必要です。

■ 証券会社の法定調書から発覚した株式譲渡益

国税当局は、証券会社から提出された株式等の譲渡対価等の支払調書により、株式を大量売却しているにもかかわらず、一部しか申告していない事実を把握。5年分の申告漏れは十数億円に達し、追徴税額も数億円に上る大規模案件でした。

証券会社は一般口座の株式売買取引は、金額に関係なくすべて税務署へ報告しています。

◆どんな場合に申告が必要？

個人間売買では、不要になった生活用品などの売却益は申告不要ですが、30万円超の貴金属の売却益などは申告が必要となります。

ネット上で商品を仕入れてネット上で売れば、明らかに確定申告が必要ですが、複数のアカウントを利用して売買していれば、税務署では実態が把握できないのが実状です。

フランスでは、2020年より仲介業者に対し税務当局への取引内容の報告を義務化する予定です。国内でも制度見直しの可能性は十分ありそうです。